

アメリカ公立学校におけるディスレキシア診断への チーム・アプローチとIEPの実情

○小林 マヤ(志帆)上智大学 外国語学研究科

(要旨) アメリカの公立学校にSpeech Language Pathologist (Speech Therapist) として勤務した経験を元に、普通学級でリーディングに困難な児童が浮上した際、診断・療育サービスまでにたどり着くまでのチーム・アプローチの実情を紹介する。また、IEPで取り上げられたreadingに困難を呈した児童(アメリカ人)の言語・読み能力の事例を紹介する。アメリカのIEPシステムの明るみに出ない実情を踏まえ、日本の発達障害者支援法に基づくLD, ADHD, 高機能自閉症を対象とした「特別支援教育」への提案を行う。

Key words: Dyslexia, Individualized Educational Plan (IEP), resource specialist, speech language pathologist, student study team meeting

1. はじめに

最近日本の療育現場で頻繁にIEPという言葉聞くようになった。IEP(Individualized Educational Plan)とは、保護者、児童の担任、そしてスペシャル・エデュケーションに関わる専門家により作成された文書の総称で、どのように児童がスペシャル・エデュケーション・サービスを受けるかということ明記したものである。IEPには、児童の現在の学力、どのように普通学級での学習に参加するか、短期・長期で達成すべきゴール、達成度の評価の仕方、どんなスペシャル・エデュケーション・サービスを必要するかなどが含まれる。このIEPに関わる専門家達(Speech Therapist, Resource Specialist, Psychologistなど)は児童の指導・検査のためほとんどそのような時間は残っているのにも関わらず、この文書作成に膨大な時間をとられ、そして次々で行われる新規のIEPミーティング、1年ごとのIEPレビューのミーティング、そして後述のStudent Study Team Meetingへの参加を余儀なくされている。しかも、IEPミーティングに保護者が連れてくる弁護士やAdvocateへの対策も練らなければならない、精神的にもこのIEPミーティング自体が負担になっていることもある。

“Student Study Team Meeting (以下 SST)”とは、普通学級の担任が、リーディングに関わらず児童の学校生活上の問題を察知して、様々な指導上の工夫を試みてもその児童のパフォーマンスに改善が見られなかった場合、その児童への対処法を話し合うために、担任がその学校担当のカウンセラーにリクエストすることで開かれるミーティングである。SSTに参加するメンバーは児童の保護者、担任、校長、Resource Specialist, Speech Therapist, School Psychologist と、このミーティングの召集・司会・進行・記録を担当する

カウンセラーである。

各専門家の役割であるが、Resource SpecialistはSpeech Therapistが行わないとされる分野の療育サービス(読み書き・算数・理科・社会)と検査を担当する。Resource Specialistになるには、州から発行されるResource Specialist Certificateを持っていることが原則であり、それぞれの学校に常勤していることが多い。Speech Therapist(ST)は、言語障害を持つ児童に言語療法とそれに関わる検査を行う。アメリカでは、STは修士以上の学位を持つことで統一されており、そして米国言語聴覚協会(ASHA)発行の免許を保持してなければならない。原則として常勤だが、それぞれのセラピストは通常二つ以上の学校を担当させられることが多く、私も例外ではなかった。School Psychologistは主に児童の心理・学習・認知面の検査をし、その結果はSpecial Educational Serviceが必要か否かの判断をする上で、一番の影響力を持ち、また誤って児童をIEPに取り込まないようにするためのゲート・キーパー的な役割を担う。School Psychologistは検査のために何校も巡回するため、学校に常勤してはいない。カウンセラーはこの学校区ではSSTを運営する他に、精神的に不安定な児童にカウンセリング業務を行ったり、集団行動が苦手な児童を集め、ソーシャル・スキル・トレーニングのようなリーダーシップ・プログラムを行ったりしていた。

2. A君のケース

1 回目の SST での主訴: 担任より A 君(9 歳 2 ヶ月、小学 3 年生)の書字能力の低下が指摘される。

背景: 両親が離婚に向けて別居をし始めたばかりで、母親と祖母といっしょに暮らしている。母親

は父親と別居をし始めたばかりなので、A君が精神的に不安定なのはと感じている。祖母は学校でのスペリングの指導が間違っていると訴える。

話し合いの結果:A君が精神的に不安定な可能性があるということから、家庭で必ず宿題のチェックをすることを取り決める。またA君が、最近購入したばかりの眼鏡を学校では着用しないので、それを随時着用するように促しそれにより書字の向上があるかどうかの様子を見ることになった。

2回目のSSTでの主訴(2ヵ月後):A君の眼鏡の着用と提出物の内容には改善が見られた。しかし、書字に関しては一向に改善が見られず、スペリング・テスト、作文の内容(文章が未完成・書きかけが多い)は poor で、書字には異常なほど時間がかかる。

話し合いの結果:ここではじめて Reading Disability の話をしたところ、母親が別居中の夫が(その当時は何のことかわからなかったが)自分は dyslexia だと言っていた事を思い出した。ここで、保護者が A君の Comprehensive Assessment に同意した。

1回目のIEPミーティング(2ヵ月後):検査の結果、A君の言語全般能力は平均内のパフォーマンスであった。特にリスニング・コンプレヘンションは好成績を収めた(SS:127)が、文法通りに文章を口頭表出する課題を一番苦手とした(SS:86)。A君の心理検査結果は、WISCの結果はFIQ110であり、注意力、handwriting能力が平均より下回る結果であった。

STにより使用された検査:

- Comprehensive Receptive and Expressive Vocabulary Test (CREFT-2): 単語レベルの言語の表出・理解の検査
- Comprehensive Assessment of Spoken Language (CASL): 反対語や文法に従った文章の表出能力、リスニング・コンプレヘンション、比喩の理解、状況に応じた言語の使い方などを評価する総合的な言語検査
- Comprehensive Test of Phonological Processing (CTOPP): 音韻認識、RAN、無意味語復習など読み能力に関わる認知的言語能力の検査
- Woodcock Reading Mastery Test-Revised (WRMT-R): 文字の decoding に関する検査
- Test of Written Spelling (TWS-3): 単語レベルのスペリングの検査

IEPチームによる推薦事項:A君はスペリング能力と handwriting能力が同い年の児童よりも著しく劣っていたことから、Resource Specialist による

読み書き指導(週に1回・30分)、作業療法士による handwriting 向上のセラピー(週に1回・30分)を受けることが推薦された。保護者もその案に同意し、翌週からサービスが開始された。

A君のその後(2ヵ月後):担任によると、handwritingには少々プロGRESSが見られるが、スペリング・作文能力には目立った変化が無い。

3. 結果と考察

担任が児童の学習上での問題を発見した時、それをチーム・メンバーが自分の得意分野の知識を使いながら保護者を含めて解決策を話し合う Student Study Team Meeting というシステムは、担任の孤立化を防ぎ、より建設的な方向へと導くことが可能な優れたシステムである。またアメリカでは、豊富に存在する標準化検査により、児童の能力を客観的に判断することが可能で、今後の療育方針のゴール決定が容易にできる。しかしながら、担任がA君の書字能力の問題に気づいてから療育を受けるまでに、実に4ヶ月ほどかかってしまい、早期介入の難しさが窺える。その上、保護者が Comprehensive Assessment を許可してから IEP ミーティングまで2ヶ月かかってしまったのは、IEP ミーティングのケース・マネージャーである Resource Specialist の管理能力不足が原因で、ここまでかかってしまうのは明らかに法律違反であった。また、せっかく療育を受けても、知識と技量が乏しい専門家に指導を受けたため効果が出ないことも大きな問題となっている。人材不足から、この学校区では、Resource Specialist Certificate の取得途中である者を大量に採用してしまったため、スペシャル・エデュケーション・システムが機能していない学校がいくつも存在した。

このような悲惨な状況を日本でひきおこさないためにも、特別支援コーディネーターを始めとする特別支援教育に関わるスタッフの教育は日本では徹底的に行われるべきである。アメリカでは Speech Therapist の免許は3年間ごと更新性で、3年間の間に ASHA に指定された“クレジット”を学会・研修会に参加することにより取得していないと、免許が更新できないようになっている。このように専門家に常に新しい知識の取得を促すシステムが今後日本でもますます必要とされていくであろう。また軽度発達障害をもつ児童を早期に発見し、そして児童の能力を把握しゴール設定をするため、小児を対象とした言語を中心とする包括的な標準化検査を早急に作ることは最重要課題である。